

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

令和2年5月15日
市民政党「草の根」
代表 井原勝介

検察庁法の改正について（抗議）

今年1月の政府による東京高検黒川検事長の定年延長は、特別法たる検察庁法を無視して一般法である国家公務員法を強引に適用するという明確な違法行為であり、検察人事への政治の露骨な介入と言っても過言ではない。

今回の検察庁法の改正案には、内閣の判断により検事の役職定年の延長を可能とする内容が含まれている。これは、政治が人事を通じて検察をコントロールする仕組みを制度化するものであり、検察の公正と信頼を著しく損なうおそれがあり、到底許されることではない。

加えて、現在新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発せられており、政府と国民が一体となってその対策に当たるべきときに、強引に国会審議が進められている様はまさに異常である。

こうした政府及び国会の対応にすでに多くの国民から反対の声があがっており、今回の検察庁法の改正に厳重に抗議するとともに、その撤回又は廃案を求めるものである。